

令和4年度 埼玉県教科用図書選定審議会会議録

【日時】 令和4年5月25日(水) 14:00～16:00

【場所】 埼玉会館 ラウンジ

【出席者】 委員 尾上直也 委員 鈴木香織 委員 鈴木真由美 委員
中谷 樹 委員 村越 新 委員 山根和恵 委員
芳川りえ 委員 岡本一雄 委員 柿沼千鶴子 委員
新保正俊 委員 埴岡正人 委員 山口真美 委員
佐藤 淳 委員 高橋宏至 委員 田代絢香 委員
馬場和久 委員 飛田明彦 委員 船橋幸代 委員
細谷忠司 委員

事務局 市町村支援部義務教育指導課

渡辺洋平 課長 細野 仁 副課長

采澤 敬 指導主事 林 裕人 指導主事

県立学校部特別支援教育課

橋本晋一 課長 大澤英俊 指導主事

【欠席者】 委員 岡崎吉宏 委員

- 1 開 会
- 2 委員の委嘱・任命
- 3 石井市町村支援部長挨拶
- 4 委員等紹介・事務局担当者自己紹介
- 5 事務局から選定審議会の役割等についての説明（関係法令・採択の仕組み等）
- 6 役員選出
会長に新保正俊委員、副会長に埴岡正人委員を選出する。
- 7 諮 問
 - 1 県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方について
 - 2 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方について

以下、「埼玉県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則」第4条第3項の規定により、新保正俊会長が議事を進行する。

8 議 事

会 長 まず、会議録の署名委員を、1号委員の村越委員、2号委員の岡本委員に
願います。

(両委員承諾)

会 長 はじめに、審議会の進め方及び諮問事項、審議内容について事務局から説
明願いたい。

事務局 諮問事項1は、今年度の「県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図
書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方」についてである。
県教育委員会が行う指導、助言又は援助を行うに当たっての「1全般的事
項」「2留意事項」について御審議をお願いしたい。

なお、本年度は、小学校・中学校の検定済み教科用図書の、いわゆる採択
替えはないが、特別支援学校及び特別支援学級等で使用する一般図書の採択
は毎年行われるため、御審議をお願いしたい。

次に、諮問事項2は、今年度の「県立義務教育諸学校において使用する教
科用図書採択の基本的考え方」についてである。

特別支援学校では一般図書の採択が毎年行われる。そこで、採択に当たっ
ての「1基本的な態度」「2調査研究の観点」「3留意事項」について御審議
をお願いしたい。

そして本日の最後に、答申をいただきたいと考えている。

会 長 審議会の進め方及び諮問事項、審議内容について説明があったが、何か質
問はあるか。

(特になし)

会 長 まず、「審議内容」の「諮問事項1 県教育委員会が市町村の教育委員会等
の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方につい
て」事務局から説明願いたい。

事務局 審議事項1については、大きく2つに分かれているため、分けて御審議を
お願いしたい。

まず、「1全般的事項」について説明する。

ここでは、市町村等で公正かつ適正な採択が行われるよう採択基準の通知
を作成する際、全般的に留意すべきことを記している。

(1)では、十分な調査研究を行い、自らの判断を基にした慎重かつ十分な協議
を重ねることが重要であること、(2)では、児童生徒にとって教育上の効果や
地域、学校、児童生徒の実態を考慮することが重要であること、(3)では、県

の指導、助言、援助が市町村教育委員会等の主体性を損なうことのないようにすることが重要であること、(4)では、採択の公平性、透明性を高めるようにすることが重要であることを示している。

採択基準作成の具体的な考え方を説明する。

指導、助言、援助を行う際に留意すべきこととして、文部科学省の通知、「教科書採択における公正確保の徹底等について」に、具体的に留意すべきことが示されている。

令和4年度においては、小・中学校用の教科書は、基本的に令和3年度と同一の教科書を採択しなければならないことが記されている。一方で、特別支援学校や特別支援学級においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により、教科書目録に登録されている教科書以外の教科用図書を採択できることが記されている。この教科書以外の教科用図書とは、絵本本などの一般に市販されている図書などを指し、一般図書と呼ばれている。

また、文部科学省の通知「令和5年度使用教科書の採択事務処理について」では、「1採択に当たっての留意事項について」の中に、特別支援学校や特別支援学級用の一般図書の採択について記されている。

教科書は、令和3年度と同一の教科書を用いることとなるが、特別支援学校、特別支援学級の一般図書は採択する必要がある。そこで、「県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的な考え方」についての全般事項の(2)の後段に「特に、特別支援学級については、児童生徒の障害の状態や教育的ニーズ等を踏まえることが重要であること。」と明記した。

また、「質の高い教科書づくり」の実現を目指すためには、教科書採択の公正性・透明性を確保することが必要となる。そこで、教科書発行者との関係の在り方や、会議の公開・議事録の公表について、指導・助言・援助を行っているところである。

まず「1全般的事項」について御審議をお願いしたい。

会 長 それでは審議に入る。全般的事項について説明があったが、意見・質問はあるか。

委 員 県の作成したガイドラインについてお尋ねしたい。ガイドラインには、「教科書発行者との関係」について、「その他意見聴取等」の項目に、「検定期間・採択期間は、教科書発行者と一切の接触を持たない」とある。具体的には、どのようなことに気をつけなければならないか。

事務局 まず、ガイドラインの「(1)質の高い教科書づくり」にあるように、大前提として、子供たちの学力向上のためには、質の高い教科書づくりが必要不可欠である。そのためには、日頃教科書を使って学習している子供たちの反応をよく見ている教員の教科書に対する意見を、積極的に教科書発行者に伝えることが大切である。

しかし、小学校については、今年度は検定期間にあたるため、教科書発行

者との関わりについて、疑念を生じさせないように対応するべきである。

例えば、教科書発行者が直接学校を訪問して来たり、電話やメールで連絡して来たりすることが考えられる。親切心で教科書の具体的な内容について話を聞いたり、電話やメールで教科書に対するアンケートや意見等に回答してしまったりすると、外部の方から見た時に、教科書発行者とつながりがあるのではないかという疑念を生じさせてしまう可能性がある。

他にも考えられる事例は様々あると思うが、どのような状況にあっても、誤解を与えるような行為とならないよう、「一切の接触を持たない」と定めている。

教科書採択の公正性・透明性を高めることはもちろんのこと、教職員を守るためにも、慎重な対応をお願いしている。

会 長 他に意見・質問はあるか。

委 員 全般的事項の(2)のところで、「協議に当たっては、児童生徒にとっての教育上の効果及び地域や学校、児童生徒の実態を考慮する」とあるが、現行の学習指導要領等では、「学校や地域」と表記されていることが多いため、「学校や地域」の順番の方がよいのではないか。

事務局 委員の御指摘のとおりである。この基本的考え方は、あくまでも案として示したものであるが、今後の表記については留意していきたい。

会 長 次に「2留意事項」について、事務局から説明願いたい。

事務局 「2留意事項」については、(1)では、静ひつな採択環境の確保に努めることが重要であること、(2)では、会議の公開・議事録の公表を行い、透明性の確保に努めることが重要であること、(3)では、調査研究では、広い視野からの意見を踏まえるよう努めることを示している。これは、文部科学省の通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」の中でも言及されている。

「静ひつな環境」については、文科省通知にもあるように、外部からの働きかけに左右されない、毅然とした対応をとること。「会議の公開・議事録の公表」についてはガイドラインとの対応で、透明性の確保に努めること。幅広い視点からの意見の反映については、文科省通知にあるように、保護者等の意見も踏まえた調査研究の充実、といった点が指摘されている。

県教育委員会としては、文科省通知、ガイドラインに基づき、各市町村教育委員会等において行われる教科書採択が、より一層適正かつ公正に行われるよう、指導・助言・援助を行っていきたいと考えている。この点について、御審議をお願いしたい。

会 長 それでは審議に入る。意見・質問はあるか。

委員 全般的事項の(4)にある「教科書」は通知なので、「教科書」という言葉でよいが、留意事項の(2)にある「教科書」は、「教科用図書」とした方がよいのではないか。

事務局 委員の御指摘のとおり、正式には「教科用図書」と記載するべきところである。

会長 他に意見・質問はあるか。

委員 会議の公開について、県内ではどのような状況か。

事務局 「会議の公開」については、教科書採択に係るガイドラインやリーフレットを毎年度、市町村教育委員会等に送付し、「静ひつな環境の確保」と「会議の公表・議事録の公表」の両立について周知を図っている。また、県では、教科書採択事務の状況を把握するため採択状況調査を実施している。調査項目の中には、会議の公開状況や議事録の公表の状況について回答いただいております。回答の結果について市町村教育委員会等に示している。

このような取組もあり、ここ数年で、県内における市町村教育委員会や採択地区協議会の「会議の公開」が進んでいる。会議を開催した全ての市町村が、会議を公開又は一部非公開とし、会議の全てを非公開にしているところはない。

本年度は、小学校・中学校の検定済み教科書の、いわゆる採択替えがないが、より一層教科書採択の公正性・透明性を高められるように「会議の公開」について、引き続き働きかけていく必要がある。

会長 他に意見・質問はあるか。

委員 (3)の「保護者等の意見を踏まえることに努める」というところで、学校にも、「教科書の展示があるので来てください」という案内の手紙は来るが、「教科用図書」という言い方にしてしまうと、保護者にとってどういうものか、わかりにくくなってしまいます。教科用図書と教科書は同じ意味と捉えてよいのか。

事務局 国の検定を通った教科書の他に、特別支援学校或いは特別支援学級で採択される一般図書等を含めた形で、教科用図書という使い方となっている。

委員 「教科用図書」という言い方だと一般的に学校で使用されている「教科書」が含まれていると認識できず、意見を出しづらいと感じる。また、保護者の意見はどのように集約されているのか。

事務局 保護者等の意見を集める方法については、市町村の状況に応じて様々であるが、場合によってはアンケートを取ったり、PTA にお願ひして実際に教科書を見てもらい意見をいただくなど様々な手法で行っている。

委員 県のPTAの組織と連絡を取り合っていただき、市町村の方に意見を伝えるようなことができれば、保護者の意見をしやすくなり、保護者も安心して、子供たちに勉強を取り組ませることができると思う。

続けて質問させていただく。資料にはないが、デジタル教科書については、今後どのように取り組んでいく予定なのか。

事務局 まず1点目については、PTAとも連携をとりながら、まさにここの留意事項(3)にあるように、広い視野からの意見を反映させられるように、連携していければと考えている。

2点目のデジタル教科書については、今年度、小学校の5年生から中学校の3年生までの外国語、学校によってはさらに別の教科を1つ追加したデジタル教科書を国の実証事業を通して使用している。

デジタル教科書を、紙の教科書と同じように取り扱うかについてはまだ国の方で検討中である。今後の国の状況を踏まえて対応していきたい。

委員 オンライン授業が多くなってきている。ICT教育にも同じことが言えるが、コロナ等による学級閉鎖により自宅でオンライン授業を受けている際に、紙の教科書と、タブレット等の画面に映っている先生の顔を交互に見ながら授業を受けているのがとても大変そうであった。画面上に教科書の文字が出れば、子供たちも授業を受けやすいのではないかと感じた。デジタル教科書についても、一步一步前進していった欲しい。

会長 特に保護者の方にとっては、「教科用図書」と「教科書」、その違いがわからないという疑問があった。保護者の意見が十分に反映されるような対応を願いたい。

会長 他に意見や質問はないか。

(特になし)

会長 次に、「審議内容」の「諮問事項2 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方について」事務局から説明願いたい。

事務局 本年度は、先ほど審議いただいた市町村立学校の特別支援学級同様、県立特別支援学校小学部、中学部でともに一般図書の採択が行われる。このことから、県立義務教育諸学校における採択の基本的考え方について、御審議をお願いしたい。

具体的には、「1 基本的な態度」では、法令、県の教育振興基本計画、埼玉教育の振興に関する大綱などを踏まえて採択することや、障害の状態・教育的ニーズを考慮して採択することなどの点について、「2 調査研究の観点」では、学習指導を進める点で効果的か、あるいは児童生徒に理解しやすいものかどうかなどの点について、さらに、「3 留意事項」にあるように、学校の教

育目標、特色、児童生徒の実態などについて、こうした基本的な考え方について、御審議をお願いしたい。

続いて、特別支援学校の状況について説明する。

特別支援学校に通う児童生徒は、障害の状況に応じて使用する教科書も多種多様であり、「1 基本的な態度」(2)にあるとおり、児童生徒の実態に即した教科書を採択することが重要となる。

特別支援学校で使用する教科書は、大きく3種類ある。

1つ目は検定済教科書で、通常の学校と同様の教育課程が編成される視覚障害、聴覚障害、病弱、肢体不自由の学校で使用される。

2つ目は文部科学省が作成する著作教科書で、視覚障害者用の点字教科書、聴覚障害者用の言語指導や音楽の教科書、知的障害者用の国語、算数、音楽の教科書がある。知的障害のある子どもが使用する著作教科書は星本とも呼ばれ、学習段階に応じて星1つから星5つまでである。これは、同じ知的障害といっても、障害の程度、生活や学習上の課題が大きく異なるためである。

3つ目は学校教育法附則9条の規定による教科書で、一般図書と呼ばれ、絵本や図鑑などがこれにあたる。著作教科書の使用が適当でない、知的障害の重い児童生徒が使用している。この他にも、視覚障害のある児童等が使用する拡大教科書も一般図書に含まれ、これら一般図書は毎年度採択がある。以上、3種類の教科書を、児童生徒の実態に即して適切に選ぶ必要がある。さらには、「2 基本となる条件」(1)にあるように、内容の組織・配列・分量を検討する必要がある。

具体的には、写真や図表などで視覚的に分かりやすく説明されているなど、子供が見て分かる、読んで分かるといった面で適切かどうかということである。例えば、脳性まひの児童生徒の場合、ページをめくることが困難なため、見開き1ページに内容がまとまっている必要がある。また、脳性まひ児童生徒は運動障害のほかに、見ることの難しさも多々ある。視点が定まらず、一か所を注視したり、まっすぐ読んだりするのが困難な場合は、内容の要点が大きな文字で分かりやすく示されてあったり、情報量が過度でなかったりする点も重要な条件となる。障害の種別によって、それぞれの特性があるが、このような視点が、児童生徒の実態に即した採択の一例として考えていただきたい。

会 長 それでは審議に入る。意見・質問はあるか。

委 員 本校にも特別支援学級の生徒が在籍しており、特別な教科書を使用している。今の説明の中で、特別支援学級や特別支援学校では障害に応じて教科書を選び、使用していることがよくわかった。ひとつの学校の中でも、複数の教科書が使用される状況があるということによいか。

事務局 障害種によって必要となる教科書に傾向があり、学校によって異なるが、概ね委員の質問のとおり、ひとつの学校内でも複数種類の教科書が使用され

ている。同じ学校内であっても児童生徒の実態差が異なり、その学習課題に応じた教科書が必要となっている。

委員 私が勤めている特別支援学校でも、検定済教科書、文部科学省著作教科書、一般図書の、3つの教科書を使用している。ただし、実際のところ、検定済教科書や文部科学省著作教科書を使用する児童生徒は少数で、大半の児童生徒は一般図書を使用している。一般図書は児童生徒の実態によって、教育的ニーズに合うものが大きく異なるため、本校だけでも120種類程度の一般図書を使用している。

委員 ひとつの学校内で一般図書だけでも120種類もの教科書を使用することがある特別支援学校の現状を聞いて驚いた。先程の事務局の説明にもあったように、児童生徒の実態に即した教科書を採択することが本当に重要だということがよく分かった。

委員 今の発言に関連して、私も以前特別支援学校で勤務しており、多くの種類の一般図書を使用していた。実際子供たちも一般図書等を使い、生き生きとした学習を進めていった。現在、子供たちの児童生徒の障害は非常に多様化している。実態に即するという言葉が何度か出てきたが、そのためにも、今審議されている県立義務教育諸学校において使用する教科用図書の基本的な採択の基本的な考え方の、特に事務局から説明があった「調査研究の観点」の「実態に即した」ということをしっかりと各学校現場に周知していただきたい。そして、具体的にどういうことが「実態に即した」ということになるのかを、先生方がしっかりと話せるようにすることが重要であると感じる。併せて、留意事項の(2)にもあるように、児童生徒の実態に加えて、保護者の意見、学校の特色を大切にして、教科書の調査研究が魅力ある学校づくりに繋がることを願いたい。

委員 特別支援学級に通っている子供の障害の程度によっては、学年が上がれば使用する教科書を変更することも考えられるが、基準等はあるのか。また、変更する判断等は現場の先生方で行うのか。

事務局 明確な基準という形はなく、諮問1で審議いただいた「全般的事項」等にもあるように、児童生徒の実態を考慮しながら、使用する教科用図書について検討していくことになる。使用する教科用図書は、実際には、校長や市町村教育委員会とも相談しながら最終的に決定していくことになる。

会長 他に意見や質問はあるか。

委員 「調査研究の観点」の「(4)資料について」というところに「地図・挿絵・写真・図表・数表・索引等」となっているが、地図は、教科書以外の教科用図書に入るのではないか。特に特別支援学級・学校での教科書以外の教科用

図書と考えた時に、位置付けはどのようになるのか。

事務局 具体的にはこの一般図書というのは、個別にそれぞれのニーズに応じて実態を考慮しながら決めていくものである。一般図書の中にはアニメのキャラクターが世界地図や日本地図を紹介するなど、興味・関心を喚起しながら、授業を進めていくような場合もある。ただし、地図という表現が誤解を招く場合も考えられるので、この基本的考え方の案を市町村教育委員会等に示す際には資料の言葉の使い方について十分注意してきたい。

会 長 委員の指摘されているこの(4)の資料についての地図というのは、これは教科書に掲載される、資料としての地図のことであり、社会科においては、いわゆる地図帳といわれるものがあり、教科用図書の一つとして採択することになっている。

会 長 他に意見や質問はあるか。

委 員 県立義務教育諸学校には伊奈学園中学校があるが、伊奈学園中学校はここに当てはまるのか。

事務局 伊奈学園中学校もこの基本的な考え方に当てはまる。ただし、現在、伊奈学園中学校には特別支援学級が設置されていない状況である。

委 員 先ほどの委員の方からもあったが、今年度、特別支援学校の一般図書、採択ということに関しては、今年度に限定した考え方の案の審議ということに形式上なる。しかし、考え方としては、一般の小中学校も含めた採択に関する考え方全体として、先ほどの伊奈学園に特別支援学級がないから当てはまらないということではなく、それも含めてこの中には、考え方としては入っているという受けとめでよいか。

事務局 委員の御指摘のとおりである。

委 員 そうすると、先ほどの児童生徒の実態を考慮するというのも、特別支援学校だけに強調されることではなくて、昨年その点について話があったが、一般の小中学校においても、特別支援学級だからという境目ではなく、特に埼玉県においては、今後柔軟な対応を先進的に進めていただきたい。

会 長 他に意見や質問はあるか。

(特になし)

会 長 それでは、本日の審議を終える。この後休憩とし、会長・副会長で答申案を作成する。

【休 憩】

会 長 答申の案を示す。本日の諮問事項に対し、委員から出た意見を踏まえて作成した。質問や意見はないか。

(特になし)

会 長 この案を答申としてよいか。

(委員異議なし)

会 長 それでは、この案を答申として決定する。
慎重審議に感謝する。委員の協力により円滑に議事を進行できた。以上で本日の議事を終わりにする。議長の任を解かせていただく。

9 答 申 会長から義務教育指導課長に答申を手交

10 その他

11 閉 会